

さいたま市監査委員告示第70号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年4月5日付けさいたま市監査委員告示第61号で公表した財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和4年9月7日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	江	原	大	輔
同	渋	谷	佳	孝

指摘事項等措置報告書

保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課</p> <p>(1) 傾聴ボランティアコーディネーターによる、傾聴ボランティアの取りまとめや調整等の業務について、施設の設置目的を達成するために必要な業務として実施していながら、さいたま市高齢者生きがい活動センターの管理に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に明示していなかったため、さいたま市高齢者生きがい活動センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第8条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(2) 指定管理者が基本協定書に基づき実施した業務の実施状況等について、事業報告書において十分な報告を求めておらず、内容の精査を怠っていたため、基本協定書第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>1 保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課</p> <p>(1) 指定管理者と協議のうえ、当該業務について仕様書上に「活動の場の情報提供と活動実施に係る調整を行うこと」と明示しました。</p> <p>(2) 事業報告書について、提出のあった報告書の内容を精査し、基本協定書に基づく内容を踏まえた報告書の提出を求めました。</p>
<p>2 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター</p> <p>(1) 事業報告書について、基本協定書において指定管理業務の実施状況等を記載することが規定されているにもかかわらず、記載内容が不足し、また誤りも見受けられたため、基本協定書第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>2 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター</p> <p>(1) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センターに対して、基本協定書の内容に基づき事業報告書を提出するよう指導しました。</p> <p>これを受け、公益社団法人さいたま市シルバー人材センターでは、事業報告書の内容について見直しを行い、基本協定書の内容に基づく令和3年度事業報告</p>

<p>(2) 傾聴ボランティアコーディネーターによる、傾聴ボランティアの取りまとめや調整等の業務について、仕様書に明示されていないにもかかわらず実施していたので、基本協定書第8条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(3) 公衆電話及びコピー機の利用料金について、令和2年4月から9月の料金（現金）を令和2年度中の収入として処理していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(4) 受付用パソコンの保守サービス料について、委託料から支出すべきところを、賃借料から支出していたため、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>書の提出を行いました。</p> <p>(2) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センターに対して、仕様書の変更について協議を申し入れ、仕様書を変更しました。 これを受け、公益社団法人さいたま市シルバー人材センターでは、協議内容に合意し、現在では仕様書に基づいた業務が実施されています。</p> <p>(3) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センターに対して、収納処理業務について見直しを行い、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、公益社団法人さいたま市シルバー人材センターでは、出納帳により2名以上の確認とセンター長による最終確認を行うよう改め、現在では適正な収納処理がなされています。</p> <p>(4) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センターに対して、経理処理上での適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、公益社団法人さいたま市シルバー人材センターでは、経理事務の見直しを行い、現在では適正な事務処理がなされています。</p>
--	---